

# LEGAL REPORT

## 「売掛金回収と法人格否認の法理」

2007.10.9



猪木・手島法律事務所  
弁護士 猪木 健二

□弁護士登録 平成4年4月  
(登録番号 22432)

□事務所設立 平成7年4月

□主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13. 岡山弁護士会住宅紛争  
審査会・紛争処理委員  
登録

H14.02.01 ~ 岡山県建設工事紛争  
審査委員

H17.04. 岡山弁護士会副会長

H18.05. ~ 日弁連 ADR 委員会委  
員

H18.08. ~ 手島弁護士と事務所合  
併「猪木・手島法律事  
務所」に

### ■ はじめに

法人格否認の法理という言葉聞いたことがありますか。

これは、法人としての形式的独立性を貫くことが正義に反する場合に、その会社の存在を全面的に否定するのではなく、特定の法律関係について個別的・例外的に法人格を否定し、具体的な利害関係を妥当に調整しようとする理論のことです。

法人格の形骸化と濫用の2つのケースがあるとされています。最近受けた相談事例をもとに、具体的に説明していきます。

### ■ 相談事例1・・・法人格の形骸化のケース (相談内容)

法人であるA社に商品を売却したけど代金を払ってくれない。A社の代表者であるB個人に支払わせることはできないか。

(回答)

法人と契約をした以上、原則的には法人が契約責任を負い、代表取締役個人が契約責任を負う訳ではありません。

だから多くの場合、契約書において代表者個人にも連帯保証人として署名押印させているのです。

ただし、代表取締役個人が連帯保証人になっていない場合であっても、A社が「実質的に個人企業である場合」は、法人格否認の法理により、法人としての独立性を否定され、直接代表取締役B個人の契約責任が発生する余地があります。法人格の形骸化のケースです。

具体的には次の要件を満たす必要があります。

(ア) 支配の要件

①背後にある者が法人格を利用しているということ  
②法人と背後にある者との実質的同一性があるということ

個人が当該法人の100%株主である場合が典型例です。要するに、法人の背後にある者が支配的な地位にあって、法人を自己の意のままに道具として利用しているということです。

調査方法としては、会社法125条2項に基づき株主名簿の閲覧又は謄写の請

求を行うことが考えられます。しかし、当該会社が閲覧を事実上拒むことも予想されます。その場合は、当該法人の設立時の登記申請書類を法務局で閲覧し（商業登記簿法11条の2）、株式を引き受ける発起人が誰かを調べ現在の株主を推定する方法が考えられます。

（イ）形骸化の徴表の要件  
例えば

- ア 財産の混同
- イ 業務の混同
- ウ 収支の混同
- エ 運営手続きの無視
- オ 当初からの資金不足・無資産

ところで、本来は形骸化の徴表の要件も法人格の否認の法理の適用を主張する側（原告）が立証しなければならぬ筈です。しかし、これは会社内部のことでもあり立証が困難です。

そこで、支配の要件が立証できれば、同族会社の場合は当該会社が実質的に個人企業であると推定されるから、逆に被告の側が実質的に個人企業でないことを反証して前記推定を覆さなければならぬと判示した裁判例もあります（松山地裁宇和島支部昭和47.3.7）。

相談事例の場合は、A社は、Bのみで運営していた実態があり、法人格否認の法理が適用される可能性が

大です。この場合、A社と共にB個人にも契約責任を追及することが可能となります。

■ 相談事例2・法人格の濫用のケース  
（相談内容）

C社に売掛債権を有している。C社は、本来大いに利益の出る事業をしているが、過去に抱えた多額の負債のため、支払いが滞っている。

この度、C社はD社を設立して、役員から従業員までD社に移ると共に、営業そのものもC社からD社へ移転した。

D社に売掛金を支払わせることはできないか。

（回答）

債権者に対する債務を踏み倒す目的で新たな法人を設立して利益を生む営業を新法人に譲渡し、従前の法人には負債だけ残すというやり方は、法人格を濫用したものであるとして法人格否認の法理の適用対象となり得ます。

具体的には、次の要件を満たす必要があります。

（ア）支配の要件

①背後にある者が法人格を利用しているということ

②法人と背後にある者との実質的同一性があるということ

（イ）目的の要件

支配者が違法・不当な目

的のために法人を利用していること

取引債務の回避、強制執行の免脱などが、その例です。

相談事例では、取引債務の回避という違法な目的のためにD社を設立したものであると思われること、D社を支配しているのはC社であること、D社の事業所はC社の事業所とスペースを共有しており判別が不可能であることなどから、法人格否認の法理の適用対象となるのではないかと判断しました。

この場合、売掛債権をC社と共にD社にも請求することができることとなります。

■ 最後に

近時、企業モラルが低下したためか、もともと経営者としてのモラルが欠如していたのか、法人格を濫用する事例を耳にします。

このような企業は、労働者との関係においても法人格を濫用した不当な処理をする可能性があります。

企業経営に携わる者は、何よりも信義誠実を重視し永年の信用を培う努力をしてもらいたいものです。

間違っても法人格を濫用して目先の利益のみを追求してはなりません。

2007.10.9